

スマホ不正決済補償は、ご利用のQRコード決済サービスまたは後払い式電子マネーが不正使用されたことで被害を受けた場合に1事故あたり最大100万円を補償します。（決済事業者等からの通知により不正決済と認められた場合で、決済事業者等の補償範囲を超えた分について補償いたします）

- 保険契約者：株式会社NTTドコモ
- 補償の対象者(被保険者)：smartあんしん補償の加入者
- 引受幹事保険会社：東京海上日動火災保険株式会社
- 引受商品：不正決済補償特約条項付カード盗難保険
- 補償の内容：

項目	内容
<p>保険金をお支払いする場合</p>	<p>次のいずれかの事故(以下「保険事故」といいます。)によって被保険者が被る損害に対して、この約款に従い、保険金を支払います。</p> <p>① 被保険者およびその使用人（以下「被保険者等」といいます。）が保有するクレジットカード等または銀行口座が被保険者以外の者によりQR決済システムまたは後払い式電子マネー決済システム（以下「QR決済システム等」といいます。）へ不正に登録され、保険責任期間中に不正使用されたこと。</p> <p>② QR決済システム等を利用するためのアプリケーションがインストールされているスマートフォン等の携帯電話が盗取もしくは詐取に遭いまたは紛失、かつ、その携帯電話によって被保険者等がQR決済システム等に登録したクレジットカード等もしくは銀行口座または被保険者等がQR決済システム等にチャージした金額（日本円に限ります。）が保険責任期間中に不正使用されたこと。</p> <p>③ QR決済システム等に係るIDナンバー等が盗難され、かつ、そのIDナンバー等によって被保険者等がQR決済システム等に登録したクレジットカード等もしくは銀行口座または被保険者等がQR決済システム等にチャージした金額（日本円に限ります。）が保険責任期間中に不正使用されたこと。</p> <p>※ 保険事故によって被保険者が被る損害の全部または一部について、決済事業者等から不正使用の認定を受けたにもかかわらず補償を受けられなかったことが、決済事業者等からの通知により客観的に明らかになった場合に限り。ただし、被保険者等の過失または決済事業者等の破綻によって、決済事業者等から補償を受けられなかった場合を除きます。</p> <p>※ ①または②に規定する事故による損害に対して保険金を支払うのは、被保険者等および被保険者等が利用するQR決済システム等がセキュリティ基準を満たし、かつ国内で不正使用された場合に限り。</p> <p>※ 不正使用の発生から365日以内に通知された場合に限り補償します。</p> <p>※ クレジットカード等、銀行口座またはQR決済システムは、国内で発行されたものに限り。</p> <p>※ 被保険者が法人その他団体の場合において、当会社が保険金を支払うのは、次の①および②が同一の者であることが資料によって確認できる場合に限り。</p> <p>①smartあんしん補償を契約している携帯電話の常時利用者 ②不正利用されたクレジットカード等の名義人またはQR決済システム等のIDナンバー等の登録者名</p>
<p>お支払いする保険金（補償金額）</p>	<p>保険事故によって被保険者が被る損害に対して、次の額を限度として保険金を支払います。</p> <p>個人：100万円/1事故あたり・1回まで 法人その他団体（ご契約回数が4契約以下の場合）：100万円/1事故あたり・契約数まで 法人その他団体（ご契約回線が5契約以上の場合）：100万円/1事故あたり・5回まで</p> <p>※ 決済事業者等から補償を受けられる額を除きます。また、利息、手数料およびQR決済システムに付与されたポイントは補償対象外となります。</p>

■ 補償内容のお問い合わせ・事故のご報告

smartあんしん補償センター

受付時間／午前9:00～午後8:00
(年中無休)

ドコモの携帯電話
から（無料）

一般電話
などから

#8936

※一般電話などからはご利用になれません。



0120-189-360

※一部のIP電話からは接続できない場合があります。

<p>制度の総支払限度額 (1年間)</p>	<p>10億円 ※ 保険金の総額が10億円を超える場合は、保険金をお支払いできないことがあります。</p>
<p>保険金をお支払いしない 主な場合</p>	<p>(1) 次のいずれかの事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 保険契約者、被保険者等、決済事業者等(これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関)またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反 ② ①に掲げる者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者(その者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関)またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。 ③ 被保険者の同居の親族、別居の未婚の子、同居人、留守人または使用人が自ら行い、または加担した保険事故の発生 ④ 保険責任期間の開始前に生じていた不正使用または不正登録の発生。 ⑤ 決済事業者等が、カードを発行または I D ナンバー等を通知する場合において、そのカードまたは I D ナンバー等の通知が被保険者等に到達する前に行われた保険事故の発生 ⑥ 被保険者等が担保等のために他人にカードまたは I D ナンバー等の管理を委ねた場合において、その間およびその後起きた不正使用または不正登録の発生。 ただし、それらの事由の発生が、管理を委ねたことに基づかないことを被保険者等が証明した場合は、この規定を適用しません。 ⑦ カードまたは I D ナンバー等に設定された有効期間を経過した後に行われた使用 ⑧ カードまたは I D ナンバー等の利用に関する約定または規定違反 ⑨ 決済事業者等のシステムが正常な機能を発揮しない状態で行われた使用 ⑩ 保険契約者、被保険者等、決済事業者等、これらの者の使用人またはこれらの者から業務委託を受けた者からのカードまたは I D ナンバー等の流出 ⑪ smartあんしん補償の利用停止期間中の事故 <p>(2) 次のいずれかに該当する事由に基づく著しい秩序の混乱に乗じ、または付随して生じた保険事故の発生によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。) ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ③ 核燃料物質(使用済燃料を含みます。以下③において同様とします。)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子力分裂生成物を含みます。)の放射線、爆発性その他有害な特性またはこれらの特性による事故 <p>(3) 被保険者が正当な理由がなく、保険事故の発生を知った後に遅滞なく次の事項を行わなかったことにより発生または拡大した損害に対しては、保険金を支払いません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 保険事故の発生を所轄警察署に届け出ること。 ② 保険事故の発生を決済事業者等に通知すること。 <p>(4) Q R 決済システム的不正使用によって被保険者が被る損害に対しては、Q R 決済システム事業者(アカウントを発行し、Q R 決済システムを提供する事業者をいいます。)が会員規約等によりその損害を補償する旨を定めていない場合は、保険金を支払いません。</p> <p>(5) 被保険者が法人その他団体の場合は、「保険金をお支払する場合」①の損害および銀行口座の不正利用に対しては、保険金を支払いません。</p>

■ 補償内容のお問い合わせ・事故のご報告

smartあんしん補償センター

受付時間 / 午前9:00～午後8:00
(年中無休)

ドコモの携帯電話
から (無料)

一般電話
などから

#8936

※一般電話などからはご利用になれません。



0120-189-360

※一部のIP電話からは接続できない場合があります。

<p>セキュリティ基準</p>	<p>不正使用の類型別に、それぞれ次のセキュリティをいいます。</p> <p>ア. クレジットカード等の不正登録による不正使用については、これらをQR決済システムまたは後払い式電子マネー決済システムに登録する際に、QR決済システムの場合は3Dセキュアによる二段階認証、後払い式電子マネー決済システムの場合はワンタイムパスワードによる二段階認証が実施されていること。</p> <p>イ. 銀行口座の不正登録による不正使用については、これらQR決済システムに登録する際に、ワンタイムパスワードによる二段階認証が実施されていること（QR決済システム登録時に登録された電話番号に対してワンタイムパスワードを送付する場合を除きます。）。</p> <p>ウ. インターネット上でのQR決済システム等へのログイン時に、ワンタイムパスワードによる二段階認証または通信回線認証が実施されていること。</p> <p>※ d払い、ドコモ払い利用時のセキュリティ基準については、下記お問い合わせ先までご連絡ください。</p>					
<p>補償期間 （保険責任期間）</p>	<p>補償の対象に対して保険会社が保険責任を負う期間（以下「保険責任期間」といいます。）は、smartあんしん補償の加入者ごとに、下表記載のとおりとします。</p> <table border="1" data-bbox="519 888 2026 1133"> <thead> <tr> <th data-bbox="519 888 1274 983"> 補償開始日 （保険責任期間の始期） </th> <th data-bbox="1274 888 2026 983"> 補償終了日 （保険責任期間の終期） </th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="519 983 1274 1133"> smartあんしん補償の契約開始日の翌日の午前0時 </td> <td data-bbox="1274 983 2026 1133"> smartあんしん補償の契約終了日の午前0時 </td> </tr> </tbody> </table>		補償開始日 （保険責任期間の始期）	補償終了日 （保険責任期間の終期）	smartあんしん補償の契約開始日の翌日の午前0時	smartあんしん補償の契約終了日の午前0時
補償開始日 （保険責任期間の始期）	補償終了日 （保険責任期間の終期）					
smartあんしん補償の契約開始日の翌日の午前0時	smartあんしん補償の契約終了日の午前0時					

■ 補償内容のお問い合わせ・事故のご報告

smartあんしん補償センター

受付時間／午前9:00～午後8:00
（年中無休）

ドコモの携帯電話
から（無料）

#8936

※一般電話などからはご利用になれません。

一般電話
などから



0120-189-360

※一部のIP電話からは接続できない場合があります。

■ QRコード決済サービスにおける補償可否

決済手段	チャージ元/引き落とし先	不正使用の補償可否
QRコード決済サービス	クレジットカード	○
	銀行口座振替 ※現金チャージ含む	○
	ポイント (事業者独自ポイント制度)	×

■ QRコード決済サービス以外における補償可否

決済手段	チャージ元/引き落とし先	不正使用の補償可否
クレジットカード	銀行口座振替	×
デビットカード (国際ブランド系のみ)	銀行口座振替	×
後払い式電子マネー	クレジットカード	○
	デビットカード	○
	プリペイド	×
プリペイドカード (現金チャージ)	-	×
プリペイド型電子マネー ICカード	クレジットカード	×
	銀行口座振替	×

■ 補償内容のお問い合わせ・事故のご報告

smartあんしん補償センター

受付時間／午前9:00～午後8:00
(年中無休)

ドコモの携帯電話
から（無料）

一般電話
などから

#8936

※一般電話などからはご利用になれません。



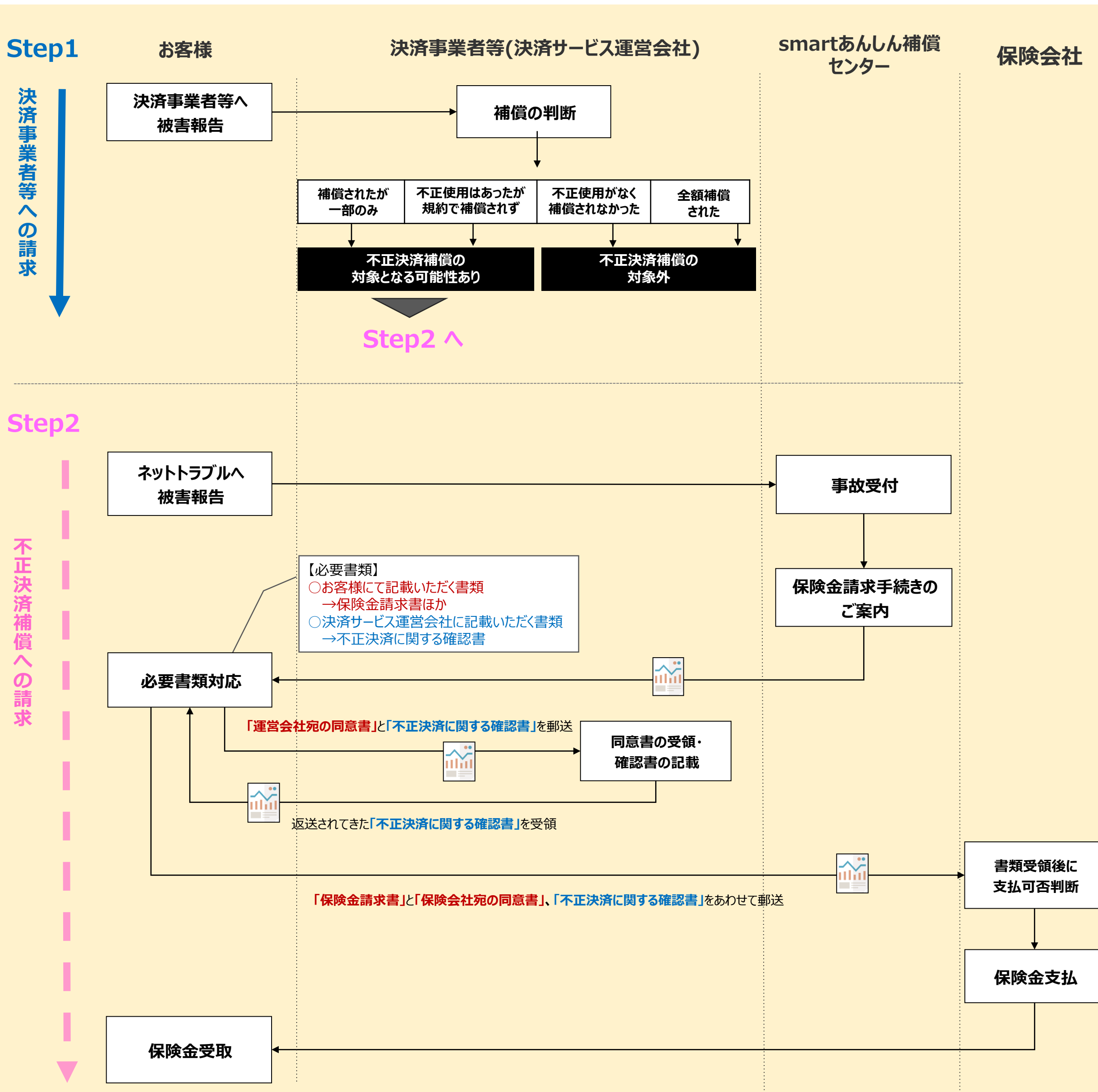
0120-189-360

※一部のIP電話からは接続できない場合があります。

【 保険金請求の方法 】

- ・不正使用が発生した際は、まず不正使用された決済事業者等へご連絡をお願いいたします。
- ・決済事業者等で全額または一部補償されなかった場合には、不正決済補償の対象となる可能性があるため、smartあんしん補償センター(TEL:0120-189-360)へご連絡ください。
- ・smartあんしん補償センターでの事故受付後、必要書類が郵送されますのでご対応をお願いいたします。
- ・書類がそろい次第、補償の可否を保険会社よりご連絡いたします。

■ 保険金請求のながれ



■ 補償内容のお問い合わせ・事故のご報告

smartあんしん補償センター

受付時間 / 午前9:00～午後8:00
(年中無休)

ドコモの携帯電話
から (無料)

一般電話
などから

#8936

※一般電話などからはご利用になれません。



0120-189-360

※一部のIP電話からは接続できない場合があります。